◇港湾法の一部を改正する法律（法律第四五号）

（国土交通省）

1　港湾情報提供施設の港湾施設への追加

案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための港湾情報提供施設を港湾施設に追加することとした。（第二条関係）

2　公募による占用許可制度の創設

㈠　港湾管理者は、港湾区域内の水域又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用の許可（長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための占用に限る。）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる公募対象施設等について、公募占用指針を定めることができることとした。（第三七条の三関係）

㈡　公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者は、その公募占用計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを港湾管理者に提出することができることとした。（第三七条の四関係）

㈢　港湾管理者は、㈡により提出された公募占用計画が基準を満たしているかどうかを審査し、基準に適合していると認められる公募占用計画について公募占用指針において定める評価の基準に従い評価を行い、学識経験者の意見を聴いた上で、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定することとした。（第三七条の五関係）

㈣　港湾管理者は、占用予定者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとし、認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならないこととした。（第三七条の六及び第三七条の七関係）

㈤　認定計画提出者は、認定公募占用計画に従って公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならないものとし、港湾管理者は、認定公募占用計画に基づき港湾区域内水域等の占用の許可の申請があった場合においては、港湾区域内水域等の占用の許可を与えることとした。（第三七条の八関係）

㈥　認定計画提出者の一般承継人等は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することとした。（第三七条の九関係）

㈦　港湾管理者は、認定計画提出者が、公募占用計画に従って公募対象施設等の設置等をしていない場合には、計画の認定を取り消すことができることとした。（第三七条の一〇関係）

3　港湾協力団体の指定制度の創設

㈠　港湾管理者は、㈡の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定できることとした。（第四一条の二関係）

㈡　港湾協力団体は、港湾管理者に協力して港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備又は管理を行うこと等の業務を行うこととした。（第四一条の三関係）

㈢　港湾管理者の港湾協力団体に対する監督等を定めることとした。（第四一条の四関係）

㈣　国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾協力団体に対し、㈡の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うこととした。（第四一条の五関係）

㈤　港湾協力団体が㈡の業務として行う行為の実施に必要な港湾区域内水域等の占用等の許可については、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもって、許可があったものとみなすこととした。（第四一条の六関係）

4　特定港湾情報提供施設協定制度の創設

港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設を自ら管理する必要があると認めるときは、協定を締結して、当該港湾情報提供施設の管理を行うことができることとした。（第四五条の四～第四五条の六関係）

5　無利子貸付制度の対象施設の追加

特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、旅客施設等を追加することとした。（第五五条の七関係）

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）

1　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすることとした。（第五条関係）

㈠　平成三四年一月一二日

㈡　訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成三四年一月一二日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設することとした。（第六条第一項第二号、第四号及び第五号関係）

㈠　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんにより患し、又は死亡した者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者　九〇〇万円

㈡　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変により患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、現に当該肝硬変により患しているもの又は現に当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの　六〇〇万円

㈢　Ｂ型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変により患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、㈡に掲げる者以外のもの　三〇〇万円

3　社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を五年間延長することとした。（附則第四条第一項関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

6　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第四七号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の㈠及び㈡について、関係法律の改正を行うこととした。

㈠　住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体への権限の付与、地方版ハローワークの創設等を行うこと。

㈡　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。